

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査の回答にあたっては、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

2023 年 10 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日まで

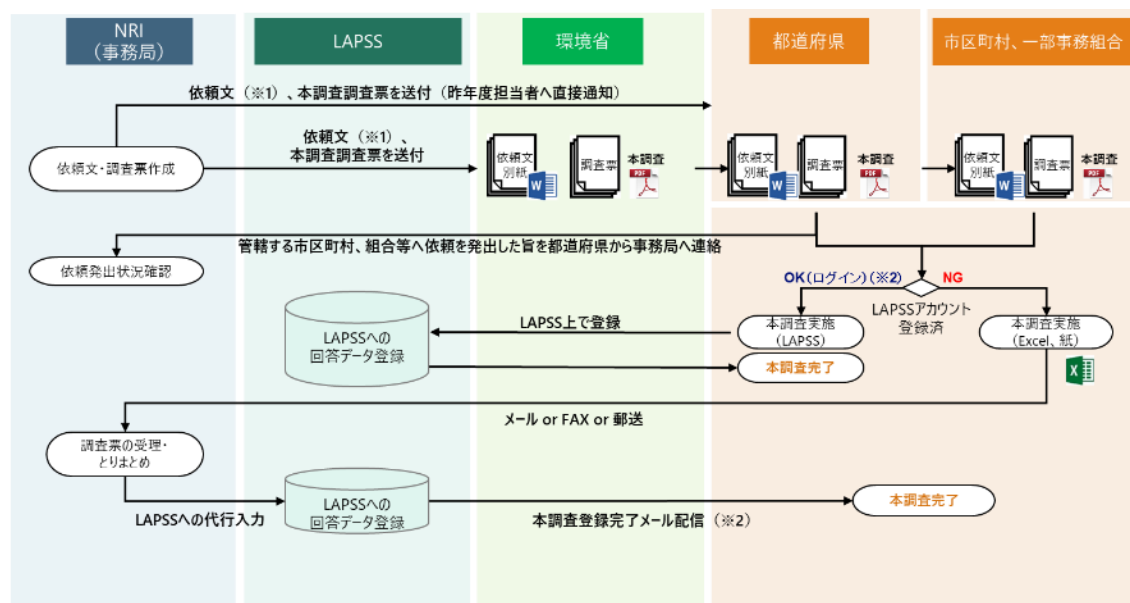
- 配布方法

環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市区町村及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を經由して配布した。あわせて、調査回答前に入力いただいた各団体のメールアドレスに対し、調査事務局から各団体への調査開始通知も発出した。LAPSS を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

- 回収方法

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

図表 1 調査フロー



※1...依頼状の中で、今年度使用する各団体のLAPSSパスワードも通知

※2...LAPSSのログインIDを把握していない団体については、事務局に問い合わせてもらい、事務局から該当団体のID（メールアドレス）を通知

3. 調査対象

都道府県及び市区町村 1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,508 団体の合計 3,296 団体を調査の対象とした。

図表 2 都道府県及び市区町村の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	62
施行時特例市	23
上記以外の市区町村 ¹	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和 5 年 10 月 1 日現在）に記載されている 1,508 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

4. 調査内容

以下の 5 項目に関する設問を設定し、都道府県及び市区町村については次の①～⑤の 5 項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の 3 項目について調査を行った。

- ① 基礎情報
- ② 事務事業に関する事項
- ③ 区域施策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市区町村のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい（未満の）市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

5. 回答状況

施行状況調査では、調査対象 3,296 団体のうち 3,112 団体（回答率 94.4%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については 1,683 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 17 団体（電子メール：15 団体、郵送：2 団体）。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 5 年 1 月 1 日現在）を参照した。

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和5年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第2章以降でその調査結果を掲載している。

なお、報告書（概要版）では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和5年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組及びPDCAサイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

（1）調査結果のPDCAサイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編はPDCAサイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれをPDCAサイクルに沿った形で概要を示す。

図表 3 PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 温室効果ガス総排出量設定目標と実績 ・ 政府実行計画に準じた措置の設定状況	・ 策定・改定状況 ・ 計画の公表状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 ・ 区域の再エネ導入量の目標設定の状況 ・ 区域の温室効果ガス排出量、吸収量設定目標と実績 ・ 地域脱炭素化促進事業の検討状況（都道府県基準、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）
Do	・ 再生可能エネルギー（再エネ）／未利用エネルギー導入状況（太陽光発電設備導入・ポテンシャル、その他の再エネ設備導入） ・ 公共施設の ZEB 化の状況 ・ 公用車の電動車の導入状況 ・ 再エネ由来電力メニューの調達状況 ・ グリーン購入、環境配慮契約等の取組状況	・ 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組状況 ・ 区域の住民参画に係る取組状況
Check・Act	・ 点検の実施・公表状況 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 推進過程で困っていること	・ 点検の実施・公表状況 ・ 進捗評価結果に係る評価 ・ 推進過程で困っていること

（２）その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

国際イニシアチブへの参加状況や地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況、気候変動適応に関する取組状況、「地域循環共生圏」に関する取組状況について概要を記述する。

8. 調査結果サマリ

(1) 事務事業編

令和5年10月1日時点の実行計画（事務事業編）策定済団体は 2,289 団体。
（全体の 69.4%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 4 令和5年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	対象団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口10万人以上の市区町村	176	100%	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	479	99.2%	483
人口1万人以上3万人未満の市区町村	425	93.8%	453
人口1万人未満の市区町村	425	81.1%	524
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	1,505	92.0%	1,636
計（地方公共団体の組合除く）	1,657	92.7%	1,788
地方公共団体の組合	632	41.9%	1,508
計	2,289	69.4%	3,296

また、実行計画（事務事業編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 5 調査結果サマリ（事務事業編）

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	・ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は 2,289 団体（昨年度調査での 2,215 団体から 74 団体増加）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は「人員不足」、「専門知識不足」となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。 ・ 小規模団体や組合においては、実行計画に関する知見を有する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、また参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。
Do	・ 事務事業編に政府実行計画に準じた措置を設定している団体は、措置の内容によるが、ほとんどが 1 割以下である。措置の中では LED 照明の導入の目標設定率が最も高く、17.4%であった。 ・ 太陽光発電設備を設置している建築物・敷地におけるエネルギー設備容量は令和 5 年度時点で（予定も含む）853MW。 ・ ZEB の各種認証を取得済の団体数は令和 4 年度調査の 80 団体（115 施設）から 146 団体へと増加（建築物数ベースでは 195）。認証種別に見ると、ZEB Ready が 117 と最も多い。 ・ 一般公用車における「電動車」導入割合は 9.7%で、令和 4 年度調査の 8.5%から 1.2 ポイント増加した。主な内訳としてハイブリッド自動車（HV）が 7.5%、電気自動車（EV）が 1.7%、燃料電池自動車（FCV）が 0.1%、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）が 0.4%となっている。 ・ 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体の割合は 21.4%で、令和 4 年度調査結果の 16.0%より 5.4%増加。
Check/Act	・ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は 59.2%。

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	未点検団体も 29.6%確認される。 ・ 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「最新の技術情報や知見が不足している」と続く。

（２）区域施策編

令和５年１０月１日時点の実行計画（区域施策編）策定済団体は 727 団体。（全体の 40.7%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 6 令和５年１０月１日現在の実行計画（区域施策編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	回答団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口 10 万人以上の市区町村	142	80.7%	176
人口 3 万人以上 10 万人未満の市区町村	234	48.4%	483
人口 1 万人以上 3 万人未満の市区町村	108	23.8%	453
人口 1 万人未満の市区町村	91	17.4%	524
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	575	35.1%	1,636
計	727	40.7%	1,788

また、実行計画（区域施策編）の PDCA サイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 7 調査結果サマリ（区域施策編）

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	・ 実行計画（区域施策編）策定済団体数は 727 団体（昨年度 607 団体から 120 団体増）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は「人員不足」、「対策・施策の実行におけるノウハウ不足」、「地球温暖化対策に関する専門的知識の不足」、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しい」となっており、これらに係る支援ニーズも高い。
Do	・ 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量目標を設定している団体は 42.2%で、昨年度の 22.0%より 20.2%増。 ・ 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーのために実施している事業者向けの取組としては、「環境教育に係る取組」や「国民運動の推進」といった意識啓発に資する取組や、「設備設置のための自治体独自の補助金」や「EV/PHEV/FCV 導入に向けた協定締結」等が多く挙げられた。個人向けの取組としては、「再エネ設備設置のための自治体独自の補助金」や、「省エネ改修や省エネ機器導入のための補助金」、「EV/PHEV/FCV 導入に向けた補助金」等が確認される。 ・ 都道府県基準の策定が完了しているのは 19 団体で、策定に向けた検討を進めている都道府県は 14 団体。策定に向けた検討を開始できていない理由としては、「人員が不足している」が最も多く、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」、「他の部局・課室の理解が得られにくい」が続く。 ・ 市区町村において地域脱炭素化促進事業に関する事項を設定、または設定に向けた検討を実施している団体は 113 団体に留まる。
Check/Act	・ 区域施策編を策定済みの団体における温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況について、施行時特例市以上の大規模団体では 90%以上が毎年一回以上の点検を実施しているが、小規模団体（人口 3 万人未満）では 20%未満に留まる。 ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

第2章 施行状況調査詳細

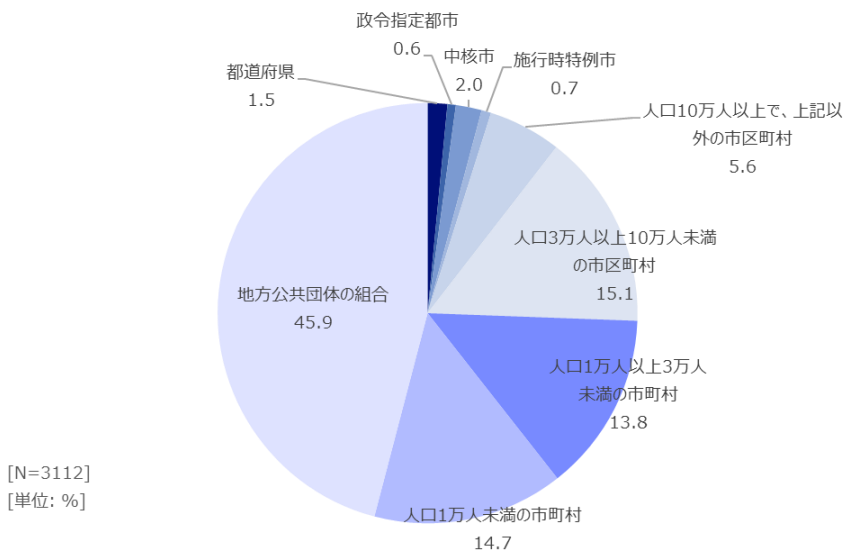
1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

1) 地方公共団体の区分<Q0-1>

「地方公共団体の組合」(45.9%)が最も高く、次いで「人口3万人以上10万人未満の市区町村」(15.1%)、「人口1万人未満の市区町村」(14.7%)と続く。

図表 8 地方公共団体の区分



	都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	人口10 万人以 上で、上 記以外 の市区 町村	人口3万 人以上 10万人 未満の市 区町村	人口1万 人以上3 万人未 満の市町 村	人口1万 人未満の 市町村	地方公 共団体の 組合	合計
団体数	47	20	62	23	175	469	430	457	1,429	3,112
比率 (%)	1.5	0.6	2.0	0.7	5.6	15.1	13.8	14.7	45.9	

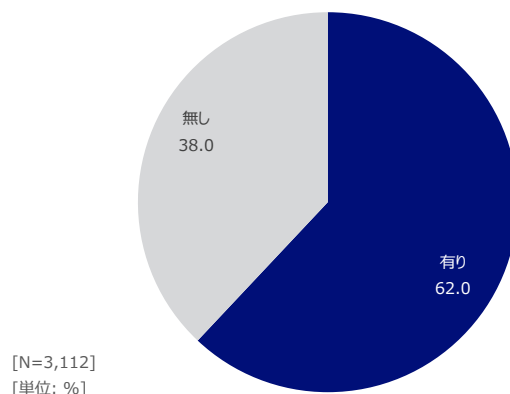
（２）団体内の体制 <Q0-2>

1) 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無 <Q0-2(1)>

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 62.0%となっている（都道府県・市区町村においては 91.3%）。

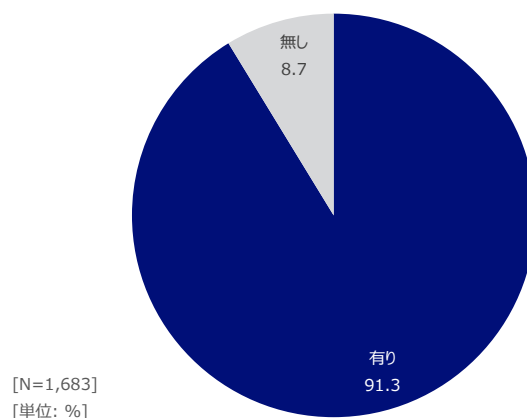
地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 72.4%、人口 1 万人未満の市区町村の 20.4%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 9 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無



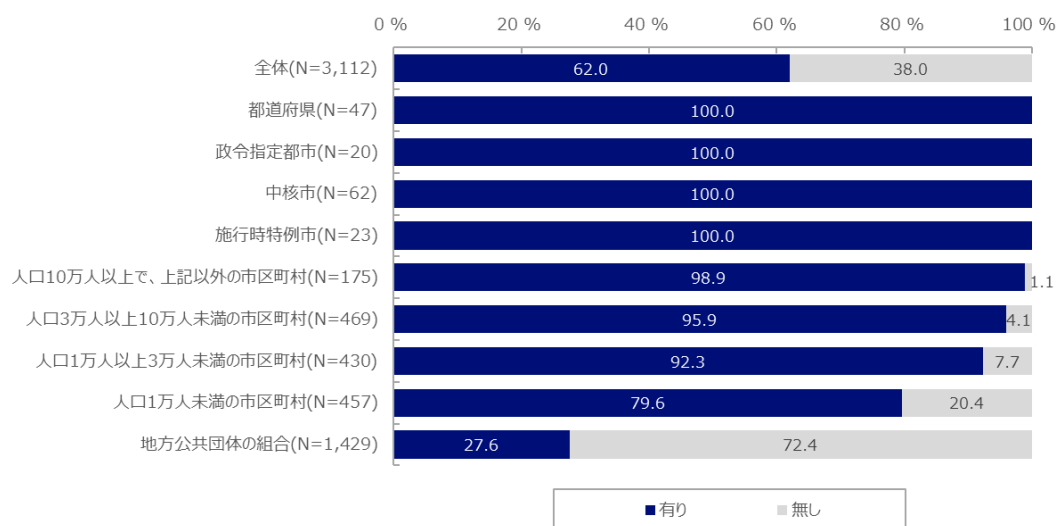
	有り	無し	合計
全体	1,930	1,182	3,112
比率 (%)	62.0	38.0	

図表 10 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無
【都道府県・市区町村】



	有り	無し	合計
全体	1,536	147	1,683
比率 (%)	91.3	8.7	

図表 11 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無
【団体区分別】

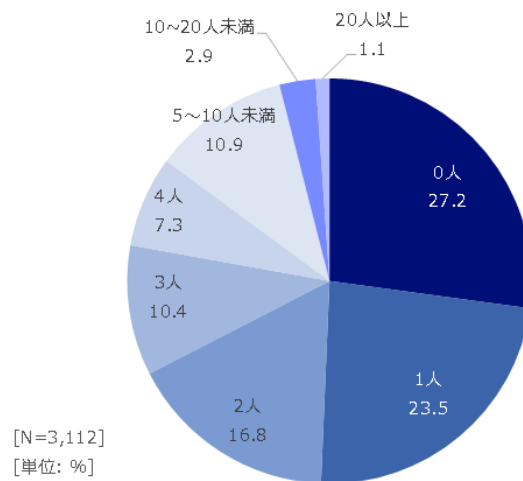


		有り	無し	合計
回答数	全体	1,930	1,182	3,112
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	62	0	62
	施行時特例市	23	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	173	2	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	450	19	469
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	397	33	430
	人口1万人未満の市区町村	364	93	457
	地方公共団体の組合	394	1,035	1,429
比率 (%)	全体(N=3,112)	62.0	38.0	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	98.9	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	95.9	4.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=430)	92.3	7.7	
	人口1万人未満の市区町村(N=457)	79.6	20.4	
	地方公共団体の組合(N=1,429)	27.6	72.4	

2) 地球温暖化対策を担当する職員数 <Q0-2(2)>

地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」である団体は、27.2%。

図表 12 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数



	0人	1人	2人	3人	4人	5~10人未満	10~20人未満	20人以上	合計
全体	845	732	522	323	226	340	90	34	3,112
比率	27.2	23.5	16.8	10.4	7.3	10.9	2.9	1.1	

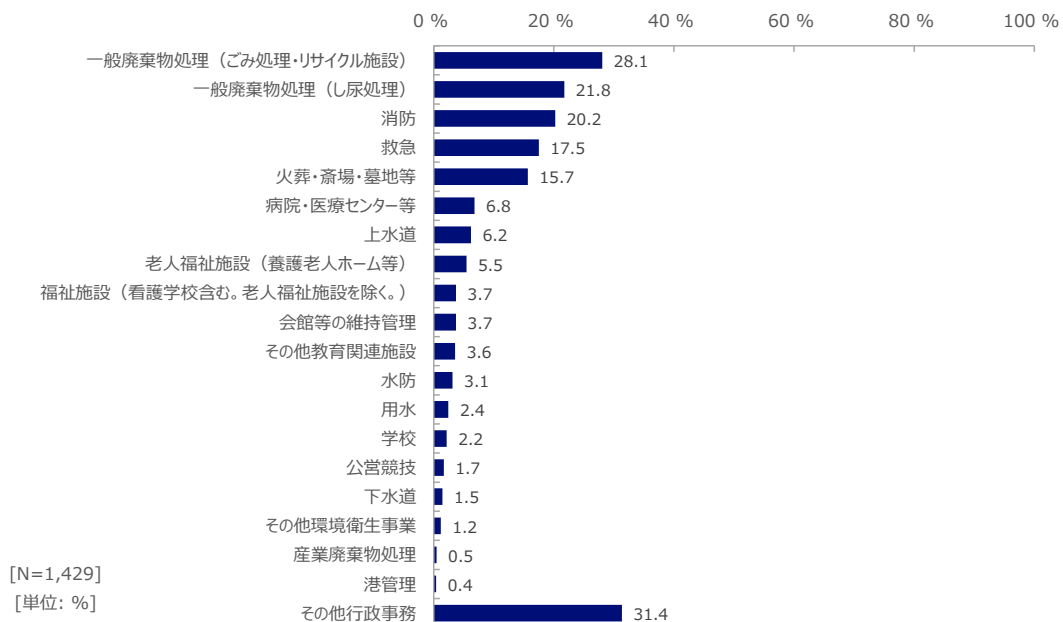
（３）一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-3>

１） 団体の事務内容<Q0-3(1)>

地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「その他行政事務(31.4%)」以外では、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(28.1%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(21.8%)、「消防」(20.2%)と続く。

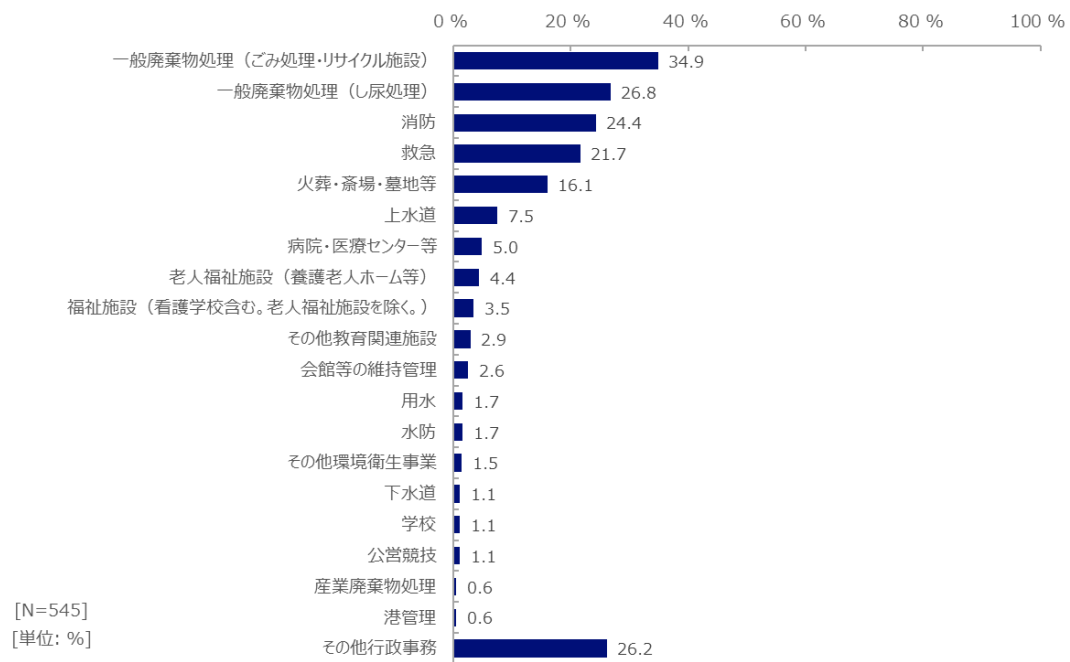
団体の事務内容のうち、“事務事業編の対象としている事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(34.9%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(26.8%)、「消防」(24.4%)と続く。

図表 13 団体の事務内容



	一般 廃棄 物処 理 (ごみ 処理・ リサイ クル施 設)	一般 廃棄 物処 理 (し 尿処 理)	産業 廃棄 物処 理	火葬・ 斎場・ 墓地 等	その他 環境 衛生 事業	上水 道	下水 道	用水	水防	消防	救急	病院・ 医療 セン ター等	福祉 施設 (看護 学校 含む。老 人福祉 施設を 除く。)	老人 福祉 施設 (養 護老 人ホ ーム 等)	学校	その他 教育 関連 施設	公営 競技	港管 理	会館 等の 維持 管理	その他 行政 事務	合計
全体 比率	401 28.1	311 21.8	7 0.5	224 15.7	17 1.2	89 6.2	21 1.5	35 2.4	45 3.1	289 20.2	250 17.5	97 6.8	53 3.7	78 5.5	31 2.2	51 3.6	24 1.7	6 0.4	53 3.7	448 31.4	1,429

図表 14 事務事業編の対象としている事務内容

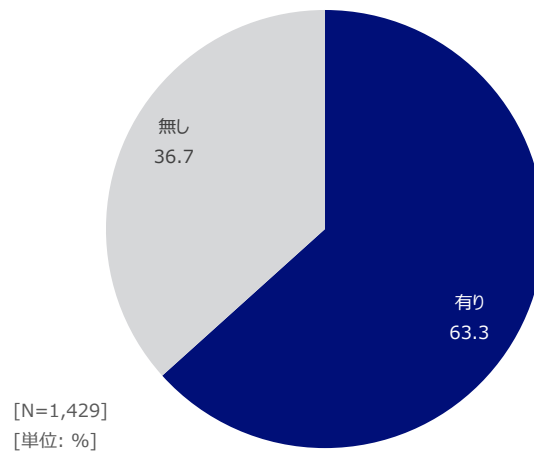


	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	190	146	3	88	8	41	6	9	9	133	118	27	19	24	6	16	6	3	14	143	545
比率	34.9	26.8	0.6	16.1	1.5	7.5	1.1	1.7	1.7	24.4	21.7	5.0	3.5	4.4	1.1	2.9	1.1	0.6	2.6	26.2	

2) 団体が活動量を把握している施設の有無<Q0-3(2)>

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は 63.3%である。

図表 15 団体が活動量を把握している施設の有無



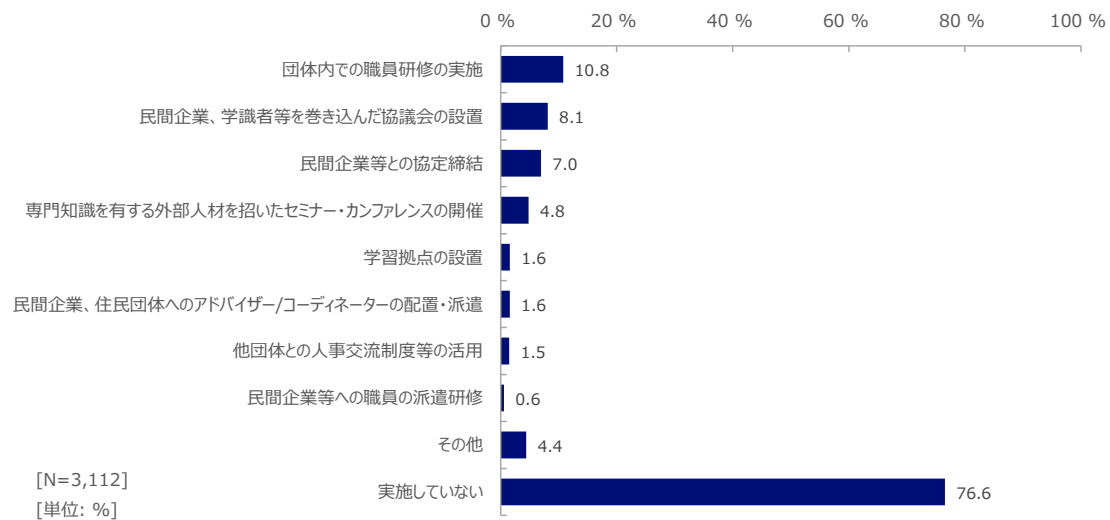
	有	無し	合計
全体	905	524	1,429
比率 (%)	63.3	36.7	

（４）脱炭素の人材確保・育成に向けた取組 <Q0-4>

1) 脱炭素化取組推進に向けた人材育成 <Q0-4(1)>

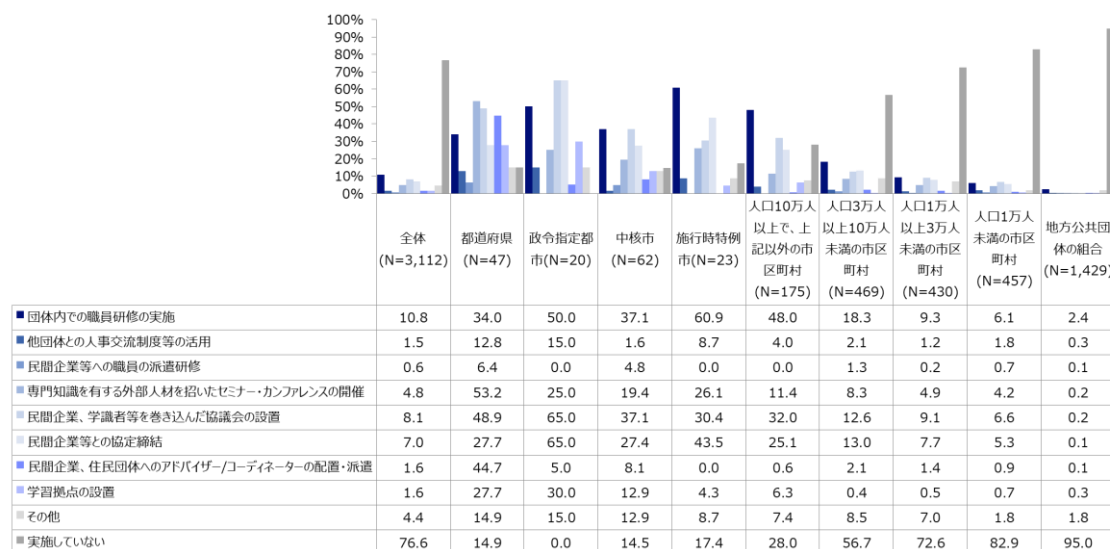
「実施していない」と回答した団体が 76.6%。実施している団体の取組としては、「団体内での職員研修の実施」(10.8%)が最も高く、次いで「民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置」(8.1%)、「民間企業等との協定締結」(7.0%)と続く。

図表 16 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況



	団体内での職員研修の実施	他団体との人事交流制度等の活用	民間企業等への職員の派遣研修	専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催	民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置	民間企業等との協定締結	民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣	学習拠点の設置	その他	実施していない	合計
全体	336	46	18	150	253	217	49	50	137	2,383	3,112
比率	10.8	1.5	0.6	4.8	8.1	7.0	1.6	1.6	4.4	76.6	

図表 17 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況【団体区分別】

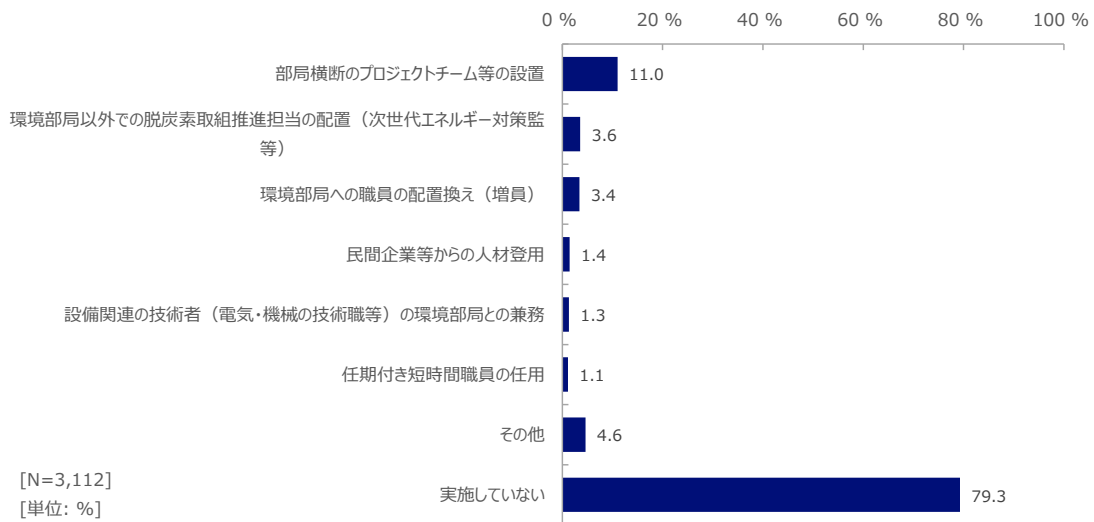


		団体内での職員研修の実施	他団体との人事交流制度等の活用	民間企業等への職員の派遣研修	専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催	民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置	民間企業等との協定締結	民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣	学習拠点の設置	その他	実施していない	合計
回答数	全体	336	46	18	150	253	217	49	50	137	2,383	3,112
	都道府県	16	6	3	25	23	13	21	13	7	7	47
	政令指定都市	10	3	0	5	13	13	1	6	3	0	20
	中核市	23	1	3	12	23	17	5	8	8	9	62
	施行時特例市	14	2	0	6	7	10	0	1	2	4	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	84	7	0	20	56	44	1	11	13	49	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	86	10	6	39	59	61	10	2	40	266	469
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	40	5	1	21	39	33	6	2	30	312	430
	人口1万人未満の市区町村	28	8	3	19	30	24	4	3	8	379	457
	地方公共団体の組合	35	4	2	3	3	2	1	4	26	1,357	1,429
比率 (%)	全体(N=3,112)	10.8	1.5	0.6	4.8	8.1	7.0	1.6	1.6	4.4	76.6	
	都道府県(N=47)	34.0	12.8	6.4	53.2	48.9	27.7	44.7	27.7	14.9	14.9	
	政令指定都市(N=20)	50.0	15.0	0.0	25.0	65.0	65.0	5.0	30.0	15.0	0.0	
	中核市(N=62)	37.1	1.6	4.8	19.4	37.1	27.4	8.1	12.9	12.9	14.5	
	施行時特例市(N=23)	60.9	8.7	0.0	26.1	30.4	43.5	0.0	4.3	8.7	17.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	48.0	4.0	0.0	11.4	32.0	25.1	0.6	6.3	7.4	28.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	18.3	2.1	1.3	8.3	12.6	13.0	2.1	0.4	8.5	56.7	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=430)	9.3	1.2	0.2	4.9	9.1	7.7	1.4	0.5	7.0	72.6	
	人口1万人未満の市区町村(N=457)	6.1	1.8	0.7	4.2	6.6	5.3	0.9	0.7	1.8	82.9	
	地方公共団体の組合(N=1,429)	2.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	1.8	95.0	

2) 団体内での推進体制の工夫 <Q0-4(2)>

「実施していない」が79.3%。実施している団体の工夫としては、「部局横断のプロジェクトチーム等の設置」(11.0%)が最も高く、次いで「環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）」(3.6%)、「環境部局への職員の配置換え（増員）」(3.4%)と続く。

図表 18 団体内での推進体制の工夫



	民間企業等からの人材登用	任期付き短時間職員の任用	設備関連の技術者（電気・機械の技術職等）の環境部局との兼務	環境部局への職員の配置換え（増員）	環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）	部局横断のプロジェクトチーム等の設置	その他	実施していない	合計
全体	45	35	41	106	111	343	144	2,467	3,112
比率	1.4	1.1	1.3	3.4	3.6	11.0	4.6	79.3	

図表 19 団体内での推進体制の工夫
【団体区分別】

